

				<p>・被災者の健康・栄養状況、避難所、ラジカム、食料供給等について把握</p> <p>・要援護者の実態把握及びその対応</p> <p>・食料供給の調整</p> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の被害状況把握 ・栄養指導班による個別栄養相談実施のための計画作成 ・管内の市村の栄養士を支援するための計画作成 ・被災地域状況の情報集約、課題整理 ・要援護者支援のための調整 <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内における被災者状況調査項目の検討等 ・要援護者支援のための体制整備 ・自衛隊との協力内容調整 ・被災地域状況の情報集約、課題整理 ・栄養指導班活動のための調整 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康・栄養状況、避難所、ラジカム、食料供給等の把握 ・要援護者の実態把握及びその対応 ・食料供給の調整
	避難所数 6 8箇所 避難者数 1,747人 水道 断水 22,304戸 復旧率 46.3% ガス 断ガス 30,273戸 復旧率 2.3%	7/23 (月) ~ 7/29 (日)		<p>・被災所における糖尿病等の食事制限必要者の把握の検討</p> <p>・栄養指導班とともに巡回栄養相談</p> <p>・離乳食、糖尿病食、腎臓病食等の不足を把握し、調達要請（必要物資ニーズの把握）</p> <p>・食物アレルギー相談窓口の周知</p> <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栄養指導班による個別栄養相談を実施するための調整・実施 ・管内の村栄養士を全面支援するための計画作成 ・アレルギーを有する被災者の状況把握及び市村との対応に関する調整 <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保健所の栄養指導班の活動状況確認及び今後の対策の検討を踏まえ、管理栄養士派遣のための調整。特に、保健師等による被災者健康状況等把握のためのローラー作戦の開始に伴う体制充実を図るための調整 ・避難所の巡回指導・相談状況から糖尿病患者の食事選択の困難性を把握したことなどを踏まえ、自衛隊の一蹴立を入れ手し栄養指導班へ情報を提供 ・普及啓発チラシ作成（暑さ対策、夏ばて・熱中症予防） ・食物アレルギーを有する被災者に関する情報を入手したため、対応状況の確認 <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者の健康・栄養状況、避難所、ラジカム、食料供給等について把握 ・栄養指導班とともに巡回栄養相談、炊き出しぞん認 ・必要物資ニーズの把握、提供 ・「食生活・運動支援事業」 ・離乳食相談会 <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管内の被害状況把握 ・要援護者支援 ・教室企画 ・炊き出し調整 <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地状況の情報集約、課題整理 ・栄養指導班活動のための体制整備 ・要援護者支援のための調整 ・今後の活動の見通しを踏まえた予算調整
	避難所数 6 8箇所 避難者数 1,607人 水道 断水 2,206戸 復旧率 94.7% ガス 断ガス 26,427戸 復旧率 14.7%	7/30 (月) ~ 8/5 (日)		<p>・熱中症、脱水の危険性が高まる</p> <p>・食中毒の危険性大</p> <p>・日中避難所には高齢者のみが残り、副症状の傾向</p> <p>・体調不良、疲労、不眠、不安の訴え、風邪症状の増加</p> <p>・炊き出しのカロリーが多い、不眠解消にアレコレに頼る人がでできている</p> <p>・乳幼児の入浴が不十分</p> <p>《市町村》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者状況や支援状況を共有し、栄養指導班活動に繋げるため避難所派遣保健師「ティック」に参加 ・被災地長期間化に伴う食事作りに対する意欲低下を解消するための「食生活・運動支援事業」を実施するための調整 <p>《保健所》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食物アレルギー対応に關して市・村とNPO法人との連携を調整 <p>《本庁》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、保健所の栄養指導班の活動状況確認及び今後の対策の検討を踏まえ、管理栄養士派遣のための調整 ・食物アレルギーを有する被災者の支援体制を整えるため、関係団体と調整を開始 ・糖尿病等の要援護者支援のための対策の検討・予算調整

避難所数 避難者数 水道 ガス	54箇所 1,026人 8/4に復旧	・高温多湿が1週間続 き、熱中症、脱水、 食中毒の危険性が 統く ・肥満の危険性 ・風邪症状、高血圧、 便秘症状を訴える ・被災者の増加 ・避難所生活、家の片 付けで被労蓄積 ・先が見えず、また、 避難者の減少によ る取り残され感に よるホリス、不安感の 増加 ・孤立する高齢者がい る	・被災所派遣保健師「ナレッジ」参加 ・栄養指導班による巡回栄養相談、炊き出し確認 ・必要な物資ニーズの把握、提供 ・「食生活・運動支援事業」 ・離乳食相談会	・被災者の健康・栄養状況、避難所、ナラフシ、食料供 給等について把握 ・個別栄養相談の実施 ・他職種との連携	・管理栄養士等の派遣、保健師 等の関係職種や関係機関と 連携するための調整能力	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況把握 ・管内の被害状況把握 ・炊き出し体制の調整 ・個別栄養相談を実施するための調整（他職種との活 動連携等） 《保健所》 ・被災地状況の情報集約、課題整理 ・被災状況や活動状況を踏まえた中・長期的な支援計 画の作成 ・予算調整	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、ナラフシ、食料供 給等について把握 ・炊き出し体制の調整 ・個別栄養相談を実施するための調整（他職種との活 動連携等） 《本庁》 ・被災地状況の情報集約、課題整理 ・被災状況や活動状況を踏まえた中・長期的な支援計 画の作成 ・予算調整	・管理栄養士等の派遣、保健師 等の関係職種や関係機関と 連携するための調整能力
事業経過（柏崎地域）	住民の反応	管理栄養士の判断・行動	保健所長等 の判断	管理栄養士の役割・業務 (るべき委合せ)	対応に要した能力	反省・意見		
避難所数 避難者数 ガス	51箇所 772人 8/13(月)	・避難所解散 ・仮設住宅入居開始 ・暑さ対策（脱水、熱 中症） ・不眠 ・高血圧 ・意欲の低下 ・子どもの体重増加と こころの相談 ・職員がランティアの 体調不良、ストレス の訴え	《市町村》 ・栄養指導班による巡回栄養相談の実施 ・腎臓病食の購入 《保健所》 ・栄養指導班による個別栄養相談実施状況をまと め、関係機関に結果報告 ・仮設住宅の確認及び仮設住宅健康調査の調整 ・仮設住宅入居者に対する長期的支援計画の作成、 実施準備 《本庁》 ・栄養指導班への管理栄養士派遣のための調整 確認、調整	・長期的な栄 養・食生活支援 の必要性 ・管内被災者等に関する情報収集 ・栄養指導班活動のまとめと評価、長期支援計画検討 《保健所》 ・被災地状況情報集約、課題整理 ・栄養指導班の活動のまとめ ・管理栄養士派遣調整 ・今後の支援計画の検討	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、ナラフ シ、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 ・今後の支援計画の検討	・実施状況のまとめ、関係機関 への情報提供し意見を集約 する能力		
避難所数 避難者数 ガス	3,007戸 90.3% 8/19(日)	・被災者者が少なくな り、問題のある避難 所も多くなる ・疲労の蓄積 ・食事バランスの偏 り、肥満傾向 ・中学生の不眠、小学 生のPTSD	《市町村》 ・巡回栄養相談の実施 ・仮設住宅健康状況調査 ・保健活動報告会 《保健所》 ・給食施設支援及び災害後1か月調査の実施 ・長期支援に向けた検討 《本庁》 ・学校給食再開に向けた巡回指導 ・長期的支援事業（健康サポート事業）の準備 ＊柏崎地域災時食生活支援システム検討会 ＊ナラフシを活用した健康教育媒体の作成 ・災害活動の振り返りと活動のまとめ（HPにて全 国発信） ・保健活動報告会 《本庁》 ・被災者長期支援計画の具体的策検討 ・保健活動報告会	・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、ナラフ シ、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 ・仮設住宅健康状況調査の実施 ・活動の振り返り、まとめ ・長期支援計画の作成 《保健所》 ・管内被災者等に関する情報収集 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成、準備 ・給食施設支援	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、ナラフ シ、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 ・仮設住宅健康状況調査の実施 ・活動の振り返り、まとめ ・長期支援計画の作成 《本庁》 ・被災地状況の情報集約、課題整理 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成	・被災者長期支援計画の作成		
避難所数 避難者数 ガス	29箇所 *8/31解散 374人 8/20(月)	・中学生の不眠、小学 生のPTSD	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、ナラフ シ、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 ・今後の支援計画の作成	・活動を振り返り、長期的支援 計画を作成し、実施のための 体制を調整できる能力	《市町村》 ・被災者の健康・栄養状況、避難所、仮設住宅、ナラフ シ、食料供給等について把握 ・個別栄養相談の実施 ・仮設住宅健康状況調査の実施 ・活動の振り返り、まとめ ・長期支援計画の作成	・被災者長期支援計画の作成		
避難所数 避難者数 ガス	1,300戸 96.8% 8/27に復旧 8/31(金)		《保健所》 ・学校給食再開に向けた巡回指導 ・長期的支援事業（健康サポート事業）の準備 ＊ナラフシを活用した健康教育媒体の作成 ・災害活動の振り返りと活動のまとめ（HPにて全 国発信） ・保健活動報告会 《本庁》 ・被災者長期支援計画の具体的策検討 ・保健活動報告会	・被災地状況の情報集約、課題整理 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成	《本庁》 ・被災地状況の情報集約、課題整理 ・活動の振り返り、まとめ ・被災者長期支援計画の作成	・被災者長期支援計画の作成		

3 新潟県中越沖地震 栄養指導班稼働状況(7/16~8/31)

新潟県福祉保健部健康対策課

※人員派遣: ①県保健所管理栄養士(ただし、8/20~8/31までは県立福祉施設管理栄養士一部含む)、②県栄養士会(協定に基づく派遣)

月 日	人員派遣(人)		避 難 所 支 援								在宅 支援	食 生 活 運動支援事業		給 食	
			個別相談(人)									集團 指導 (人)	巡回避 難所数		
	①	②	母子	高齢者	糖尿病	腎臓病	高血圧	その他	備考	合計		糖尿病	参加者 (人)	試食・レシピ 配布(人)	
7月16日(月)															6
7月17日(火)	1										30				
7月18日(水)	2										48				
7月19日(木)	2										13				13
7月20日(金)	2										18				10
7月21日(土)	2										29				
7月22日(日)	1		1	1	2			1	脱水	5	21				
7月23日(月)	3										3				
7月24日(火)	3	3	1	2	9		14			26	8	2			
7月25日(水)	3	2	3	1	1					5	8				
7月26日(木)	3	3	1	5	6		3	2	便秘、脱水	17	8				
7月27日(金)	3	3			4	1		1	便秘	6	8				
7月28日(土)	3	1	1	4	7			4		16	6				
7月29日(日)	3	1			5			5		10	4				
7月30日(月)	3	2		1	4	1		3		9	7				
7月31日(火)	3	2			5	2	1			8	12	6			
8月1日(水)	3	2	5			3		3		11	9	5			
8月2日(木)	3	2			5			2	便秘、食欲不振			3			
8月3日(金)	3	2	1				1	4	便秘、胃切	6	13	5			
8月4日(土)	3	3			2					2		5		31	133
8月5日(日)	3	3			1					1		4		30	65
8月6日(月)	3	2		1	4	1		2	便秘	8		6			
8月7日(火)	3	2		1	8	1	1			11	5	6			
8月8日(水)	3	2				2				2		6		26	82
8月9日(木)	2	2		1	2	2				5		3			
8月10日(金)	3	2		1	8	3		1		13		6			
8月11日(土)	3	3						1		1		2		18	85

管理栄養士班【自由研究分析】病原性大腸菌O-157集団感染にみる管理栄養士のCompetencyの検証

岩手県奥州市保健所 健康推進総括主任主査 澤口眞規子

集団感染の概要

1 要約

平成8年A市A小学校（児童数842人）において学校給食を原因とする腸管出血性大腸菌O-157による集団感染事件が発生した。腸管出血性大腸菌感染症が指定伝染病に指定された直後の集団発生ということもあり、全国的にも注目されたが、幸い、関係機関の連携と保健所指導により、溶血性尿毒症候群（HUS）などの重症者はなく、二次感染の拡大も阻止でき、発生から約1ヶ月で終息した。

本検証のポイントは、保健所支援による管理栄養士の専門性向上と機能強化により、危機管理体制の改善を図った事例である。

2 事件概要

患者・感染者数：220名（有症者121名、食中毒患者120名）原因菌：O-157 H7 (VT1, VT2)

保健所管理栄養士に求められる Competency

- (1) 発生から、地域保健及び食品衛生上のインパクトをはかる能力 インパクト推計に要する知識基盤としての「公衆栄養」「食品衛生」「政策能力」、情報収集能力
- (2) 原因究明調査のマネジメント能力 給食及び行政関係者との調整マネジメント能力
- (3) 地域コーディネーターとしての能力 当該管理栄養士のこころのケア及び管理栄養士のネットワークを活用した業務改善、加えて教訓を発信する能力

事実経過	一般人の反応	○保健所食品衛生担当者の判断 ●保健所管理栄養士の判断	保健所長の判断・対応	保健所管理栄養士判断の背景・要した能力	法的根拠	備考
9月24日(火) A小学校 欠席児童37名						通常は15名程度の欠席
9月26日(木)11:30 病院医師から保健所に小学校の児童1名からO-157患者発生、他1名も入院中と通報	○ただちに当該小学校に駆行 ○保存食食材の回収、献立調査 ○患者家族の健康調査、検便実施 ○近隣病院に同校児童受診状況確認 ●施設管理栄養士の対応支援 ●健康調査データ分析	①インパクト推計による緊急性を判断 ②所内指示、関係課召集 ③県庁へ伝染病対策委員会の開催を要請	①情報収集、状況把握、重要性の判断能力 ②危険予知の想像力の発揮 ③適正な危機管理対応体制の専門知識の確保 ④当該給食施設管理栄養士のところのケア支援能力	地域保健法 健康促進法 感染症法 食品衛生法 特定給食施設指導要領 行政栄養士の業務指針 県特定給食施設指導マニュアル		
9月27日(金) 新たな患者判明 累計15名	○調理行程の検証、施設ふき取り検査 ○新たに患者家族の健康調査、検便 ●施設管理栄養士の対応支援 (給食停止通知、保護者説明会) ●健康調査データ分析	①被害拡大の予測 ②専門家の招集 ③関係機関との調整 ④検討会議を開催	⑤ 健康調査の実施、結果の分析と整理ができる能力			

9月28日(土) 新たに患者判明 累計19名	マスコミ報道始 まる。全国的に 注目され住民が 騒ぎはじめめる。	○近隣幼稚・小・中・高校協力依頼 ○保護者説明会への対応 ○欠席世帯には保健師家庭訪問 ○校舎全面消毒 ●調理師教育等の確認	①原因究明専門家会議を開催 ②より密接な対応を指示	①所内職員との情報共有 ②健康調査の実施、結果の分析と整理ができる能力 ③当該給食施設管理栄養士のところのケア、立ち直り支援 ④改善課題を適切に把握、整理できる能力 ⑤適切な改善計画が支援できること ⑥地域全体で教訓を生かした対策を講ずる能力	地域保健法 健康増進法 感染症法 食品衛生法 特定給食施設 指導要領 行政栄養士の業務指針 県特定給食施設指導マニュアル
9月29日(日) 新たに患者判明 累計33名	マスコミが騒ぐ	○全校児童と家族の検便実施 ○他の3小学校、1中学校、保育園にも検便を実施 計2,929名	①第2回原因究明専門家会議を開催 ②厚労省が小学校来所に対応	①県伝染病対策委員会を開催 ②市に改善指針	
9月30日(月) 新たに患者判明 累計40名		●調理施設全面調査 ●健康調査データの分析、結果報告 ●施設管理栄養士の対応支援			
10月1日(火) 新たに健診保菌者 165名判明 学校教職員から6名累計205名		○未受診者の採便管配付 ●施設管理栄養士の対応支援	①健診保菌者には通常登校の判断		
10月5日(土) 新たに患者判明 累計220名	大臣説明会の開催により報道最盛期	○原因究明 原因菌を発見、作業工程の欠陥を指摘○市内学校給食施設に対する衛生管理の徹底通知の検討	①第3回原因究明専門家会議を開催		
10月8日(火) 新たに患者なし 累計220名 入院児童も全員退院	報道加熱	○給食欠陥ヶ所の指摘 ●施設管理栄養士の対応支援	①市0-157 対策本部会議 ②市に改善指導		
10月11日(金) 新たに患者なし 累計220名		○小学校の検便終了	②県伝染病対策委員会		
10月22日(火)		○給食再開の指導 ○給食管理体制についての指導		改善計画書の提出(管理システム関係材料)	
児童 教職員 患者家族 計	208名陽性／801名 7名陽性／42名 5名陽性／555名 220名陽性／1,400名			①調理職員の衛生管理能力向上プログラムの開始 ②管理栄養士業務の見直し⇒調理業務はしない、衛生管理責任者業務の見直し ③市学校給食衛生システム構築 ④教育委員会に管理栄養士を配置させ、市内学校給食施設の巡回指導を強化 ⑤学校給食施設管理栄養士の資質向上 ⑥調理員の増員	
10月29日(火)	終息宣言 関係者安堵	○改善策を指示 ●作業工程、職員教育、トレーニング ●改善策を指示 ●管理体制(管理栄養士の専門性強化を指摘)	①第6回原因究明専門家会議で終息宣言 ②改善計画書の検討		

11月5日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ●改善策に基づくシステム構築指導 ●頻度をもつた指導助言 	<ul style="list-style-type: none"> ①第7回原因究明専門家会議で最終報告 	<ul style="list-style-type: none"> ①事故の原因究明と適切な危機管理対応に関する専門的能力の発揮 ②事故を教訓とした危機管理対策を構築できる能力 ③改善計画を的確に実施するよう支援する能力 	地域保健法 健康増進法 感染症法 食品衛生法 特定給食施設 指導要領 行政栄養士の業務指針 県特定給食施設指導マニュアル
平成9年2月	<ul style="list-style-type: none"> ●食中毒事故発生と管理栄養士の対応についての検証 ●調理師研修の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ①再発防止のためのガイドライン検討 ②他施設への指導強化 		
平成9年4月	<ul style="list-style-type: none"> ●市教育委員会新配置管理栄養士指導(施設巡回指導及び人材育成の検討) 			
平成9年6月	<ul style="list-style-type: none"> ●市教育委員会との連携強化(定例的な打合せ会の開催) ●管内栄養士研修会開催(検証報告と再発防止のための指導) 			
平成9年10月				
平成9年12月～平成10年頃	<ul style="list-style-type: none"> ●その後、数度にわたり、全国的な学校栄養士研修会経過報告に対する指導助言 	<ul style="list-style-type: none"> 給食施設の衛生管理指導は食品衛生担当の業務ではあるが、施設における衛生管理のキーパーソンは「管理栄養士」である。原因究明や調査分析、改善計画の作成まで一連した対応とこころのケアを含めた人材育成について、保健所管理栄養士がその能力をもつていることから、同職種が積極的に関与し支援することで、危機管理体制構築促進が図られる 		

(表4) 管保健所管理栄養士に求められる Competency・役割・業務と Competency 形成に必要な能力

経過			管理栄養士に求められる Competency・役割・業務	管理栄養士の Competency 形成に必要な能力
【初動】災害発生後24時間以内	保健所の役割	保健所業務	① 保健所内体制整備 ② 情報収集 連絡調整 体制整備 - 地域の被害状況の把握 ③ 被災者等への食支援体制整備 - 関係団体への人材派遣要請 - 派遣管理栄養士の要請支援	・状況を的確に把握、判断能力、連絡調整能力、プレゼンテーション能力 ・情報収集能力 ・活動法令の対応能力 ・被害状況等を踏まえ、住民の栄養状態のアセスメント能力 ・状況や目的に応じた保健活動の判断・決断能力、実践能力 ・協調性能力 ・今後を予測して栄養・食生活支援に連携が必要な関係部局・機関との体制づくり、調整能力 ・交渉・折衝能力 ・コミュニケーション能力
		市町村支援	① 情報収集・体制整備 - 市町村管理栄養士の安否確認 - 地域の被害状況把握の支援 - 防災対策本部における食支援対策状況確認 ② 被災者等への食支援体制整備支援 - 関係団体への人材派遣要請支援 - 派遣管理栄養士の要請支援	
		特定給食施設支援	① 給食施設間相互支援システムの稼働調整 ② 管内特定給食施設等に対する食料支援体制の整備 - 給食施設間相互支援システムの稼働調整 - 市町村対策本部との調整 ③ 人的支援体制の整備 - 給食施設間相互支援システムの稼働調整 - 市町村対策本部との調整	
	本庁内業務		① 状況把握及び情報提供 ② 被災者等への食支援体制整備・調整 - 行政機関への派遣管理栄養士の要請 - 市町村の被災対策支援 - 特定給食施設等支援 ③ 災害対策本部内連携	
【緊急対応】概ね災害	保健所の役割	保健所業務	① 情報収集・連絡調整・体制整備 - 地域の被害状況の把握 ② 被災者等への栄養・食生活支援体制整備 - 特別用途食品・病者用等食品の入手手配 - ボランティア等の人材派遣要請 - 派遣管理栄養士の要請 ② 巡回栄養・食生活相談の体制整備	・被災者の避難状況や栄養状態、食事状況等を把握、判断能力 ・情報収集能力 ・コミュニケーション能力 ・被災地域の栄養状態、食事状況の問題抽出する情報処理能力 ・栄養相談窓口の開設指導、支援

		市町村支援	<p>① 情報収集・体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村管理栄養士の安否確認 ・ 地域の被害状況把握の支援 <p>② 被災者等への食支援体制整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体への人材派遣要請支援 ・ 派遣管理栄養士の要請支援 ・ 避難所等の食生活支援の確認及び支援 ・ 自衛隊実施献立の調整 	
		特定給食施設支援	<p>① 被災状況・支援の必要性の把握</p> <p>② 管内特定給食施設等からの食料供給支援要請への対応</p> <p>③ 管内特定給食施設等からの人的支援要請への対応</p> <p>④ 特定給食施設等支援計画の作成及び実施</p> <p>⑤ 特定給食施設等を活用した炊き出し等の食事提供の要請</p>	
	本庁内業務	本庁内業務	<p>① 状況把握及び情報収集</p> <p>② 病者用等食品の入手手配</p> <p>③ 被災者等への食支援の体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理栄養士等派遣支援 ・ 特定給食施設等への支援 ・ ボランティア等への支援要請 <p>④ 被災地食支援計画の検討</p> <p>⑤ 災害対策本部内連携</p>	
ら1ヶ月まで 【応急対応】概ね災害発生後4日目から	保健所業務	保健所業務	<p>① 情報収集・連絡調整・体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の被災状況の把握 ・ 避難所の栄養・食支援状況の把握 <p>② 被災者等への栄養・食支援体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別用途食品・病者用等食品の入手手配 ・ ボランティア等の人材派遣要請 ・ 派遣管理栄養士の要請 <p>③ 巡回栄養・食生活相談の体制整備</p> <p>④ 栄養指導班の支援体制整備</p> <p>⑤ 仮設住宅移行に伴う自立食生活支援</p> <p>⑥ 栄養・食生活支援関係者情報交換による支援課題の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養指導班を稼働させるに必要な情報収集能力、 ・ 刻々と変化する被災地状況を踏まえ、今後の事態を予測した栄養・食生活支援計画作成能力 ・ 支援体制の調整・実践能力 ・ 被災者の食生活状況等を踏まえ、主体的、臨機応変に関係職種（PHN、PSW 等）と連携で共有できる協調的能力 ・ 各機関にいる栄養士（県、市町村、栄養士会等）の連携したコ

		市町村支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 情報収集・体制整備 ② 被災者等への栄養・食生活支援体制整備支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通の食事ができない住民への対応 ・ 自衛隊実施献立、救援物資の活用等の調整 ③ 避難所の栄養管理支援 ④ 派遣管理栄養士の活動体制支援 ⑥ 仮設住宅移行に伴う自立食生活支援 	
		特定給食施設支援	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災状況・支援の必要性・復旧状況の把握 ② 管内特定給食施設等からの食料供給支援要請への対応 ③ 管内特定給食施設等からの人的支援要請への対応 ④ 特定給食施設等立入り指導の実施 ⑤ 炊き出し等の食事提供実施特定給食施設の支援 	
	本庁の役割	本庁業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 状況把握及び情報提供 ② 病者用等食品の入手手配 ③ 被災者等への食支援の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理栄養士等派遣支援 ・ 特定給食施設等への支援 ・ ボランティア等への支援要請 ④ 食支援関係団体連絡調整会議の開催 ⑤ 被災者等栄養・食生活支援の施策化・予算化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 栄養・食生活要援護者への巡回栄養相談の実施 ・ 避難所への巡回栄養相談の実施 ・ 被災者の食事・栄養状況の把握 	
設住宅入居、復興) 概ね1ヶ月以上 (仮)	【復旧、復興】 保健時の役割	保健所業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握 <ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活環境の把握 ・ 被災住民(被災弱者含む)の身体状況及び栄養状況等の把握 ・ 訪問栄養指導や食生活相談等 ② 長期健康・食支援活動の実施 ③ 災害対策マニュアル及び体制の評価・改善 ④ 情報の共有化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換会の開催 ・ 関係機関との会議、研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実践活動のまとめ、関係機関に情報提供、意見集約・モニタリング能力 ・ 疫学、統計処理能力 ・ 栄養指導実践活動モニタリングによる評価、計画の見直し等の判断・決断能力 ・ 組織の活用、構築能力 ・ 長期支援計画の作成能力 ・ システム化、施策化能力 ・ 支援活動派遣従事者の指示

	市町村支援	<p>① 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活環境の把握 ・ 被災住民の身体状況及び栄養状況等の把握 ・ 訪問栄養指導や食生活相談等 <p>② 長期健康・食支援活動の実施</p> <p>③ 災害対策マニュアル及び体制の評価・改善</p> <p>③ 情報の共有化</p>	
	特定給食施設支援	<p>① 災害時活動実態調査の実施</p> <p>② 災害時マニュアル・体制等の見直し支援</p> <p>③ 情報の共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換会の開催 ・ 関係機関との会議、研修会の開催 	
本庁の役割	本庁業務	<p>① 地域の復旧状況及び被災住民の健康・食生活状況の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食生活環境の把握 ・ 被災住民の身体及び栄養状況等の把握 <p>② 長期健康・食生活支援活動方針の策定及び施策化</p> <p>③ 災害対策マニュアル及び体制の評価・改善</p> <p>④ 情報の共有化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報交換会の開催 ・ 関係機関との会議、研修会の開催 	

平成 20 年度厚生労働科学研究費補助金（健康安全・危機管理対策総合研究事業）
「地域健康危機管理に従事する公衆衛生行政職員の人材開発及び人員配置に関する研究」

分担研究報告書

分担研究課題：「地域健康危機管理に従事する食品衛生監視職員の 人材開発及び人員配置に関する研究」

研究分担者 豊福 肇（国立保健医療科学院研修企画部第二室長）

研究協力者 中村 憲久（東京都福祉保健局健康安全部食品監視課長）

田崎 達明（東京都福祉保健局健康安全研究センター広域監視部）

大畠 孝二（東京都福祉保健局健康安全研究センター広域監視部）

研究要旨：

食品衛生を所管する組織管理者である部長（所長）、課長および担当者に求められる「健康危機管理能力」を具体的に明らかにすることを目的とした。研究方法としては、研究に協力頂いた東京都が関与した事例を対象として、食品衛生監視員の役割および求められる能力を時系列に抽出し、これに構造分析を加え、部長（所長）、課長および担当者に求められる「健康危機管理能力」を検討した。

健康危機発生時に求められる食品衛生監視部門に求められる業務は、原因究明、被害の拡大防止、原因物質の汚染起点等の解明、迅速かつ正確な対応である。これら業務を遂行するために食品衛生部門に求められる健康危機管理能力は、マネジメント能力、危機対応（実務）能力、情報収集能力、組織支援能力の4つに整理することができた、また、職務権限あるいは職責に応じたこれらの能力の開発、整備が必要と考えられた。

そのためには、「危機管理研修」の実施、平常時においても健康危機発生時への対応を念頭に置いたOJTを導入、シミュレーション等の定期訓練、関係機関への職員派遣を通じて職務遂行能力の高い人材を育成し、適切な人員配置を行なうことが重要であると考えられた。

A. 研究目的

食品衛生を所管する組織管理者である部長（所長）、課長および担当者に求められる「健康危機管理能力」を具体的に明らかにすることを目的とした。

B. 研究方法

東京都が関与した事例を対象として、食品衛生監視員の役割および求められる能力を時系列に抽出し、これに構造分析を加え、部長（所長）、課長および担当者に求められる「健康危機管理能力」を検討した。

検討対象とした事例は次の3事例である。

1 【自由研究分析】中国産冷凍餃子事件（2007年12月発生）

2 【共通研究分析】東京都三宅島噴火（2000年6月26日発生）

3 【自由研究分析】中国産加工食品からのメラニン検出事件（2008年9月発生）
(倫理面への配慮)

各事例における個人情報を含むおそれのある情報については本報告書への記載を避けた。

C. 研究結果

1 事例検討

中国産冷凍餃子事件から検討した食品衛

生監視員の役割を表1に示した。

東京都の三宅島火山噴火における事例から検討した食品衛生監視員の役割を別紙1に示した。

メラミンが検出された加工食品の事例から検討した食品衛生監視員の役割を表2に示す

2 食品衛生監視員に求められる緊急時の対応

(1) 中国産冷凍餃子事件

標記の中国産冷凍餃子事件における食品衛生監視員に求められる緊急時の主な対応について、経時的に整理し、表1に対応フローとして示した。上記(1)の「食品衛生監視員の役割、業務、要した能力」を検討し、表3に能力を9分類に整理し、さらに表4に職責別に整理したものを見た。

(2) 東京都三宅島噴火

災害の教訓を後世に生かすには、実際にどのような状況の時にどのような課題が発生したのかということが最も重要であり、こうした事態の発生を踏まえて個々の観点からの対策の検討が可能となる。平成12年6月26日～平成17年3月31日にかけて発生した三宅島噴火活動による緊急かつ長期的な対応は、別紙1の経過対応として示したとおり、「食品衛生監視員の役割、業務、要した能力」を検討し、表5および6のとおり経時的に4項目に整理した。

(3) 中国産加工食品からのメラミン検出事件

本来食品に含有することがなく、通常の検査では想定しない化学物質に対する対応という意味では、(1)の中国産冷凍餃子事件と類似した課題である。

しかし、本事例は、①混入した化学物質の毒性が比較的低いこと、②最初に混入された食品(牛乳)を原料として使用された二次加工食品や三次加工食品が我が国に

輸入されていたこと、③したがって、食品としての危害性の問題はほとんどなかったこと。などの点で、中国製冷凍餃子事件とは異なる対応を取る必要があった。

本事例の経過の解析に基づく関係者の役割、必要とされる能力について表7に示した。

3 食品衛生監視員に求められる健康危機管理能力

(1) 中国産冷凍餃子事件

食品衛生監視員に求められる健康危機管理能力は、包括的には、マネジメント能力、危機対応実務能力、組織強化能力の3つに整理することができ、表8に示したそれぞれ4項目、10項目、6項目に及ぶ能力が求められると考えられた。これら食品衛生監視員に求められる能力を職務権限と職責別に検討すると概ね表8のとおりである。

(2) 東京都三宅島噴火

災害時の対応のうち、火山噴火時のような災害による実質的な被害ではなく、それらによる二次災害の未然防止が重要課題である。食品衛生監視員らの使命は、食品の不衛生な取り扱いや飲料水の不足等による食中毒等の発生を未然防止する役割を担っており、包括的には災害発生対応に関する、マネジメント能力、危機対応実務能力、情報収集能力、組織支援能力の4つに整理することができる。それぞれ2項目、6項目、2項目、3項目に及ぶ能力が求められた。これら食品衛生監視員に求められる能力を職務権限と職責別に検討すると概ね表9(食品衛生監視員の役割、業務、要した能力)のとおりであった。

(3) 中国産加工食品からのメラミン検出事件

本事件は、健康被害を及ぼす恐れのほとんどない微量の化学物質が混入した加工食品が我が国に輸入された事例であるが、中

国製であったこと、広範な製品に混入していることが徐々に明らかになったことなどから、マスメディアで大きく取り上げられ、その結果消費者の多くに不安をもたらした事案であった。

実際には、輸入事業者の迅速な検査対応と自主的な回収により、製品のほとんどは流通することなく排除され、健康被害も発生しなかった。

行政に求められるのは、海外も含めた情報の収集と分析の能力、事業者に対する適切な対応能力、マスメディアに対する冷静で毅然とした対応能力である。

特に消費者の不安と混乱を防止することが最も重要であり、マスメディアへの対応能力が強く求められた事例であった。これら食品衛生監視員に求められる能力を職務権限と職責別に検討した結果は表 10 のとおりであった。

D. 考察

健康危機発生時に求められる食品衛生監視部門に求められる業務は、原因究明、被害の拡大防止、原因物質の汚染起点等の解明、迅速かつ正確な対応である。また、これらの結果の整理・取りまとめを行い、報告書や科学論文として総括・情報発信するとともに、再発防止対策の検討、実施における専門的技術支援を行うことと整理することができる。

また、このような役割・業務を的確に行えるよう、平時から、迅速・正確な試験検査、試験検査の基盤形成と試験検査結果の高付加価値化に繋がる調査研究、関係公衆衛生行政機関職員等への研修指導、公衆衛生施策・健康危機管理等に役立つ情報の収集・分析・提供の業務を推進する必要があると考えられた。

E. 結論

食品衛生部門に求められる健康危機管理能力は、マネジメント能力、危機対応（実務）能

力、情報収集能力、組織支援能力の4つに整理することができた。

これらの能力は職務権限あるいは職責（部（所）長、課長（部門責任者）および担当者）に応じたものでなければならない。すなわち、部（所）長と部門責任者はそのマネジメント能力と危機対応能力、部門責任者と担当者は危機対応実務能力、情報収集能力、そして環境衛生監視員や栄養士等に対する組織支援能力を備えておく必要があると考えられた。

そのためには、「危機管理研修」の実施、平常時においても健康危機発生時への対応を念頭に置いたOJTを導入するべきである。

また、健康危機管理シミュレーション等の定期訓練、関係機関への職員派遣を通じて職務遂行能力の高い人材を育成し、適切な人員配置を行なうことが重要である。

なお、適切な人材育成と人員配置の推進にあたっては、前出 C. 研究結果の（4）の後段に記述した「地域健康危機管理担当職員に求められるコンピテンシー」に関するデルファイ法調査結果による職種・職位別のコンピテンシについて考慮していく必要があると考えられた。

F. 健康危機情報

該当なし

G. 研究発表

1. 論文発表 該当なし

2. 学会発表 該当なし

H. 知的財産権の出願・登録状況

1. 特許取得 該当なし

2. 実用新案登録 該当なし

3. その他

表1：中国産冷凍餃子事件から検討した食品衛生監視員の役割

千葉市	千葉県	兵庫県	東京都	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力	法的根拠等	備考
千葉市在住の母子2名が市内のスーパーで購入した冷凍餃子を一部喫食したところ、一部に薬品のような苦い味がして吐き出し、気分が悪くなり、病院に搬送。病院では食中毒の可能性が高いと説明したが感染性胃腸炎の可能性も否定できなかつたため、保健所への届出はなされず。	2007年12月28日					
販売店から千葉市保健所に報告の電話をしたが閉庁のため繋がらず、電子メールにて概要を報告	2007年12月29日			○休祝日を含めた危機管理・連絡体制		
販売店、被害者からの届出があり、事情聴取。以下の理由により検査は実施せず、衛生主管部局への報告なし。 ①同様の苦情なし ②医師の届出なし ③残品の状況から検査判定が困難 ④腐敗臭はあるが薬品臭は感じない。 ⑤既にコードが検査を実施している	2008年1月4日			○有症苦情に対する被患者対応能力 ○事件の異常性を認知する能力 ○関係機関(業務部門等)への情報共有体制 ○医療機関との情報交換		

2008年1月5日	高砂市でトヨカター加古川店販売の「中華deごちそうひとくち餃子」(製造日：07/10/1)による患者3名の有機リン中毒発生との医師から届出があり。 保健所検体確保。 医師は事件性もあるとして県警にも連絡	○医師からの届出に対する対応能力 ○有症苦情に対する被害者対応能力
2008年1月6日		○調査体制の確立 ○事件性が疑われた場合、警察との調整能力 ○検査項目を適切に設定する能力 ○食中毒事件に対する迅速な処理能力
2008年1月7日	1/6に確保した患者の検体検査は県警が行うことで調整。 衛生部局は患者便の衛生部局は微生物検査を実施。→1/9陰性。 兵庫県から東京都に同様の苦情事例を照会。	兵庫県より照会あり。 兵庫県より照会ある品川区へ依頼したが品川区へ依頼する際、FAXの一部が未送信で、有機リン中毒の臨床症状の記載部分が伝達されなかつた。 品川区から「JTファーズからは同様の苦情事例なし」との報告受理
2008年1月8日	東京都から「JTファーズからは同様の苦情事例なし」との報告受理	

	ちばコーブからの報告を受け、保健所から被害者に「同様の苦情がなく、相談事案の原因特定には至らず。結果は事業者から報告。」と説明		○医師からの届出に対する対応能力 ○対応有症苦情に対する被害者対応能力
2008年1月22日	コーブ市川販売の「CO・OP手作り餃子(製造日:07/10/20)」による患者5名(1名重体)の有機リン中毒発生との医師から届出あり、医師は県警にも連絡。		○事件の異常性を認知する能力
2008年1月23日	衛生研究所で患者便及び吐物の病原微生物、ノロウイルス検査を実施。→1/25陰性。		○検査項目を適切に設定する能力
2008年1月24日	食中毒と事件の両面から県警と情報共有して調査継続。		○事件性が疑われた場合、警察との調整能力
2008年1月25日			兵庫県へ調査結果について確認 食中毒と判断することができなかつたとの報告受理
		兵庫県警から患者宅の袋からメタミドホスを検出。千葉県でもJTフーズの冷凍餃子で中毒事例がありメタミドホスが検出との報告受理。→同日東京都へ連絡	○事件の異常性を認知する能力 ○食中毒事件に対する迅速な処理能力 ○原因物質の情報収集
		兵庫県の連絡を受け、千葉県へ照会。 品川区へ情報提供	○食中毒事件に対する迅速な処理能力 ○関係自治体との情報共有体制

2008年1月29日	<p>千葉県が東京都中毒事件を受け、市保健所から患者が喫食した冷凍餃子の商品名等を照会し、兵庫県から冷凍餃子の事例と同一輸入者との確認。当該情報を含め、千葉県及び兵庫県に報告</p>	<p>○食品安全事件に対する迅速な処理能力</p>			
2008年1月30日	<p>厚労省、東京都及び千葉県から被害者の吐き出した餃子からメタミドホスが検出された旨の報告を受け、高砂市の中毒事案について公表する旨の情報提供を受け、公表。</p>	<p>品川区にJTフーズに情報提供と同一ロットに商品があれば確保を依頼 厚生労働省へ情報提供</p>	<p>厚生労働省から輸入届け等の確認依頼を受けて、品川区へ確認を依頼 健康安全研究センター広域監視部門に調査を依頼</p>	<p>品川区を通じて、JTフーズに對し当該商品の自主回収及び流通状況の調査を指示 JTフーズとしても報道発表を行うように指導</p>	<p>東京都でも冷凍餃子が原因と疑われる健康被害の発生について公表 兵庫県警からの報告を受け、高砂市の中毒事案について公表</p> <p>○マスコミ対応能力 ○検査部門との報道発表に供する資料の調整 ○関係自治体との情報共有体制</p> <p>JT、生協協同記者会見</p>

		都民への注意喚起を目的とした報道発表及び事例の概要をホームページに掲載	<input type="radio"/> 消費者からの問い合わせ等に対する対応能力	
		都保健所及び特別区・八王子市保健所に対し、健康被害事例の収集及び報告を依頼	<input type="radio"/> 食中毒事件に対する迅速な処理能力 <input type="radio"/> 関係機関との調整能力	
		保健所等による販売店等への立入調査を実施	<input type="radio"/> 情報に基づく冷静で客観的な対応能力 <input type="radio"/> 関係機関との調整能力 <input type="radio"/> 消費者からの問い合わせ等に対する対応能力 <input type="radio"/> 有症苦情に対する被害者対応能力 <input type="radio"/> 事業者に対する指導能力 <input type="radio"/> マスコミ対応能力 <input type="radio"/> 議会対応能力	
	2008年1月31日以降	回収途中の製品、市販の輸入冷凍食品、健康被害の訴えのあつた事例に伴う残品の検査を実施		
		土、日における保健所相談窓口の設置		
		調査結果について公表		

表2：中国製加工食品からのメラミン検出事件の経緯、住民の反応、国及び地方自治体の対応、業務、要した能力

年月日	事実経過	住民の反応	国の対応	自治体の対応	食品衛生監視員の役割、業務、要した能力	法的根拠等	備考
2008年9月13日(土)	中国で乳児用粉ミルクにによる健康被害が発生しており、乳児1名が死亡した旨の報道がされた。	○また中國製○情報の収集 ○とう不安○中国の該当企業が製造した乳・乳製品の輸入状況等の調査 ○我が国には波及しないといふ安心感	情報の収集		○消費者からのお問い合わせ等に対する対応 ○原因物質や事件の詳細の情報収集		
2008年9月14日(日)～19日(金)	中国国内の被害状況、等の報道が毎日行われ、日本でも事件が広く知られるようになる。	○本事案について都道府県等を通じて業界団体に情報提供					
2008年9月20日(土)	大阪府高槻市の丸大食肉品から、中国からいる菓子類を自ら回収する旨に提出された。回収理由は、メラミンが検出された製品を製造している乳業メーカーの製品を使用者が購入したことなどが判明したため。	○自分は食べないという不安感 ○中国から輸入される食品安全と不信	○中国から輸入される乳・乳製品及び加工食品について点検するよう業界等に指図 ○該当品がある場合、輸入検査を指示 ○メラミンの毒性情報を提示	○国等から情報の提供 ○輸入者を管轄する自治体において検査を実施	○国等から情報の提供 ○輸入者を管轄する自治体においてメラミンの検査を実施	マスコミ対応能力	
2008年9月22日(月)	厚生労働省の対応(第2報)発表	国の対応について公表					
2008年9月26日(金)	厚生労働省の対応(第3報)発表	自治体及び輸入者が実施した検査において複数の製品からメラミンが検出した旨を発表	大阪府及び高槻市が自主回収品を収去検査しメラミン検出	事件の情報に基づく検査結果で客観的な対応能力	食品衛生法 第28条		

2008年10月1日(水)	厚生労働省の対応(第4報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出	〇9月12日からの乳及び乳製輸入者を所管する自治体が回収等の指導を実施 〇9月20日からの乳及び乳製品及びこの食品の輸入者を原材料とした加工食品の輸入者に対して検査命令 〇兼松㈱が輸入した「エジダムタルト」から自主検査でミン1.4ppm検出され、同工場で製造するよう指示 一優先的に指示 〇9月20日以降、輸入者が実施した自主検査の結果を公表	食品衛生法 第26条
2008年10月3日(金)	厚生労働省の対応(第5報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出	大阪市でメラミンが54ppm検出されたチョコレート菓子について報道発表(検査は熊本県が実施)	食品衛生法 第28条
2008年10月6日(月)	厚生労働省の対応(第6報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出	大阪市が発表した内容を発表	食品衛生法 第54条 食品衛生法 第28条
2008年10月7日(火)	厚生労働省の対応(第7報)発表 ○新たな加工食品からメラミン検出	住金物産(株)が輸入した「たこ焼き(冷凍食品)」から自主検査でメラミンが検出されたため、港区内に自主回収報告が提出された。	東京都食品安全条例 第23条、24条